

自動制御型歩行器貸与の運用について

I 対象者

- ①要支援1～要介護3の被保険者
- ②別紙チェックリストの運動項目において、4点以上の者
- ③適正な利用が可能なる者（例：歩行器の取り扱いを理解し、維持管理できること。）
- ④利用目的が適切である者
 - （例1：退院後のリハビリ訓練を目的とした利用）
 - （例2：散歩が可能となるなど閉じ籠りの防止や介護予防を目的とした利用）
 - （例3：ゴミの搬出等が可能となることで、ヘルパーの回数が減少するなど自立支援を目的とした利用）

II 利用までの流れ

